

第7回埋施設設置に関する技術専門委員会 議事録

1. 日時 平成25年10月18日(水) 15:00～17:00

2. 場所 富国生命ビル19階 役員会議室

3. 出席者(敬称略)

(委員) 朽山(委員長)、葛西、河西、五味、中村、山田、
野村、宮本

(事務局) 長谷川、真鍋、原、吉岡、坂本、広瀬、景山

4. 議題

- (1) 第6回埋施設設置に関する技術専門委員会 議事録確認
- (2) 第3回埋施設設置に関する技術専門委員会資料の修正
- (3) 埋施設設置に関する検討結果の取りまとめ(案)について
- (4) その他

5. 配布資料

- 資料7-1 第6回埋施設設置に関する技術専門委員会 議事録(案)
資料7-2 埋施設設置に関する検討結果の取りまとめ(案)
参考7-1 「資料3-2-2 概念設計及び立地環境条件に係る安全性及び経済性のパラメータスタディの結果」の修正について

6. 議事概要

(1) 第6回埋施設設置に関する技術専門委員会 議事録確認

【事務局】

資料7-1に基づき、事務局より、第6回埋施設設置に関する技術専門委員会議事録案について説明し承認された。

(2) 第3回埋施設設置に関する技術専門委員会資料の修正

【事務局】

参考資料7-1に基づき、事務局より第3回埋施設設置に関する技術専門委員会で配布した資料について、計算式に用いる係数設定に誤りがあったので計算結果を含め一部修正したこと、修正結果に基づく評価結果には影響がないことを説明し、了承された。

(3) 埋施設設置に関する検討結果の取りまとめ(案)について

資料 7-2 に基づき、事務局より説明が行われた。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

地層処分関係については法律「特定放射性廃棄物の最終処分の法律」で処分地選定プロセス等に関する手続きが定められ、文献調査によって選定された概要調査地区等が選定された段階で事業主体は実施計画を変更し、国は最終処分計画を定めて公表することとなっている。序章 i ページに「原子力機構は、立地する地点の属する地方自治体の了解を得た後、」との記述があるが、自治体の了解を得る以前の国の了解あるいは承認行為はどのようなのか。

【事務局】

この事業は国が法律に基づいて基本方針を定め、それに基づいて原子力機構が実施計画を策定して国の認可を得て行うこととしている。基本方針及び実施計画には、国・原子力機構は一体となって埋設施設の立地のために必要な活動に取り組むと記載している。自治体の了解が得られれば、原子力機構は立地点を定めた実施計画の変更申請を行い国の認可を得て事業を進展させることとなる。

【委員】

表 1.1.2-1 において国と機構が立地選定を行うと定義しているところが若干気になる場所であるが、国と原子力機構が自治体に申し入れるという理解で良いか。また、候補地を選定し、自治体に申し入れて了解を得てから環境調査、安全審査と進むという理解で良いか。

【事務局】

基本的な姿勢はそのように解釈しているが、機構が事業主体として責任を負っており、具体的な手続き等は状況に応じて調整されるものと考えている。

【委員】

法律では原子力機構を事業主体としており、あくまでも事業主体と地域との一対一の関係の中で候補となる地点の絞り方として、事業主体としての基準及び手順を整理した資料ということで結構である。しかし、一体という言葉がいまいちなので事業主体が候補となる地点を絞り込む上で、地域との関係の中で様々な問題や課題に直面するであろうから、そこは国が国策として実施するのであれば、国としての支援、助成、手助けというところで、国の出番があると考えている。

【委員】

本取りまとめは、原子力機構が事業主体として地点を決めて環境調査に入る前の段階に技術的課題としてなにがあるかを技術専門委員会として検討しまとめたものなので、国と原子力機構の間で行うひとつひとつの手続きとは別と考える。

【委員】

埋設施設は火力発電所や原子力発電所とは異なりスタティック（静的）な施設であって、例えば津波あるいは洪水があっても対処が可能なので、このような自然現象が起こる場所に設置できないと判断されることのないような配慮がないと、実際のところ立地選定が難しくなると思うことをコメントしておく。

【事務局】

技術専門委員会でまとめていただいた評価の指標の表現としては、影響を確認するとしている。例えば津波に関して、現在原子力規制庁でほぼ定められつつあり、基本的にはそのような場所を避けるような表現が検討されている。したがって、このような規制基準も見ながら、影響を確認し、安全性を総合的に確認することとなるものと考えている。

【委員】

本取りまとめは原子力安全委員会の安全審査指針を基に検討してきた。今後新しくできる規制基準との関係を整理することが必要になることも考えられるが、現時点では影響を確認という表現でまとめることとする。

【委員】

埋設事業の要件の一つに事業の早期実現とあるが、この検討を始めたころはそうだったのだろうが、震災後の環境変化の中で、事業の早期実現は今でもあるのか。

【事務局】

福島原発事故以降、研究施設や燃料加工メーカーなどの稼働も制限され廃棄物の発生が抑えられているが、貯蔵庫の裕度が少ない所もあり、いずれ満杯になる。早期実現の要件は現在も必要である。

【委員】

今後は施設の廃止措置も進められるだろうから早期実現は現在も要件の一つであろう。

【委員】

協力要請地点選定に係る公正性・透明性の確保に対する対処案として、Webや書簡送付等を通じ全ての自治体に協力を要請する際には、わが国における行政体制を考えると、基礎自治体（市町村）と同様に県の意向も重要であり、県に対しても理解と協力を得る必要があることから、アプローチする際には、二通りの方法が必要となるのではないかと考えている。

【委員】

地域とのコミュニケーションについて詳細に検討するに際しての論点の一つである「(6)地域とのコミュニケーションの場の収束と意思決定の主体」の

中に、様々な話し合いを行った後、地域とのコミュニケーションの場の総意として何を結論とするのかとの記載があるが、これは非常に大事なことである。

勉強会等を積み重ねることでお互いに認識を高め合い、良い関係が生まれ、そして地域共生へとつながっていくなかで、ひとつの結論が出るのではないか。

【委員】

原子力機構は、研究機関としての特徴を活かして、地域社会に将来的にイノベーションを起こすポテンシャルがあると考ええる。このような事業を地域が誘致し、原子力機構側には遠い将来にわたり地域共生を育むという視点を加えるという認識を持たなければならないことはもちろんだが、地域側にも原子力機構の能力やノウハウをうまく活用して地域を元気にして地域を発展させていくという認識を持つことができるようにすることがとても重要なことになってくるのではないかと思っている。

【事務局】

いただいたご意見は、原子力機構が策定する立地基準及び手順とその後の活動に十分生かしていきたい。

【委員】

この取りまとめにあるように、やはり、地域とのコミュニケーションの場を設置する際の事前の了解事項も非常に大切だと考えている。それぞれの立場で十分に話し合うことで、お互いに歩み寄れる形にしないといけない。

【委員】

これまでも議論したが、自治体の事情に応じて様々な方法があると思う。その点は自治体の制度や慣習に合わせながら事業者が協力していくことが肝要であろう。

【委員】

福島原発事故後の除染やリスクコミュニケーションの状況を見ていて、地域にあっては“素人がやってはいけない”、“ある程度時間をかけないといけない”、“担当者を替えてはいけない”、技能と経験がある人が必要である。

【委員】

地点を選定する以前の段階から立地手順として地域参加の方策は、今までにない取り組みだと思う。1章、2章と分けるのではなく、2章をどんな融合の仕方でも良いがうまく取り入れて、ひとつの方向性を出していただくような形を原子力機構には是非お願いしたい。

【委員】

事業を進めていく際には、過去の事例にもあるように、どうしても感情的な対立が生じるケースがある。事業者としてきちんと説明し、地域に受け入れて

もらえるよう、地域とコミュニケーションを図っていくことが大切である。

【委員】

この取りまめをあらためて読むと非常に良いことがたくさん書いてある。原子力機構には実践に向けて最大限活用されることを期待する。

【委員長総括】

本日の審議において出された意見について、事務局にて整理の上議事録作成をお願いします。また、本検討結果の取りまとめについては、本日の各委員のご意見を基に各委員と調整し修正をお願いします。その上で委員長として最終的な確認をして原子力機構に渡したいと思う。そのため、最終確認については委員長に一任とすることにご同意いただきたい。

【委員】

了承。

(3) その他

特になし。

以上